

2020年11月

函館海上保安部

油・有害液体物質防除セミナーを開催

～海上保安庁・横浜機動防除隊を講師とし、渡島沿岸排出油等防除協議会による勉強会～

2020年（令和2年）11月30日（月）、函館市民会館（函館市湯川町）において、「油・有害液体物質防除セミナー」が開催されました。これは、函館海上保安部が事務局を務める「渡島沿岸排出油等防除協議会」が公益財団法人海上保安協会函館支部の後援を得て、海上保安庁の海上災害のスペシャリストである機動防除隊を講師として行われたものです。

セミナーでは、重油や軽油と同様、普段当たり前のように船舶で運ばれている「有害液体物質」が船舶事故などにより海上や河川に流出した場合を想定し、まずは有害液体物質とはどのような特徴を持ったものかといった有害液体物質そのものについての基礎知識、そしてこの有害液体物質が船舶から流出した際にはどのような対応が求められるかといったことについて、座学での講義が行われました。

この機会に、渡島沿岸排出油等防除協議会会員はもとより、今回後援していただいた海上保安協会函館支部会員の方々、海上保安協力員の方々にもお声がけし、更には海上保安庁について理解を深めていただきたく、セミナーの後に第2部として、函館海上保安部長から海上保安庁の役割や活動内容を紹介する時間を用意しました。

渡島沿岸排出油等防除協議会の前身である渡島沿岸大量流出油災害対策協議会は、平成8年8月23日、函館海上保安部長を会長として設立され、その後対象に有害液体物資を加え今の名称に変わり、現在4の国の機関、25の地方公共団体、37の民間団体、計66の機関からなる大所帯の組織です。その目的は、仮に大量の油や有害液体物質の排出事故が発生した場合、この渡島地域において排出油等の防除活動を行うにあたり必要な事項を協議し、かつ防除活動を確実に推進するためのものです。

この協議会の活動として毎年実施している総会については、本年度はコロナ禍ということで書面会議となりましたが、例年総会にあわせて講習会などを行ってきており、本年度は、年も押し迫ってきた11月末日に講習会を開催することとしました。

この渡島沿岸排出油等防除協議会発足の背景ともいえる油や有害液体物質が貯蔵される施設は、この渡島地域にはそれぞれ油で5か所、有害液体物質で1か所あり、更にこの渡島地域の目の前には、日本に5つある国際海峡の一つである津軽海峡が横たわり、大型のタンカーをはじめ多数の貨物船等、年間約2万8千隻が往来する物流の大動脈といえるものです。このような環境のなか、船舶の衝突や座礁といった事故がひとたび発生すれば、それに伴い大規模な油や有害液体物質の排出事故へと繋がる可能性は否定できず、これに備えるための組織というのがこの協議会の役目といえます。

排出油等の防除活動を実施するにあたっては、流出油等防除協議会の会員間の迅速な情報共有が重要であり、また排出された油や有害液体物質に関する基礎知識も防除活動を行ううえで大切な要素の一つであることは言うまでもありません。この情報共有という観点において、今回講習会を開催できましたことは、2020年度の排出油等防除協議会の書面会議を補う有益な集まりになったと思っています。

新型コロナウイルス感染拡大の渦中であって、各種会員の皆様には感染予防策にご理解とご協力をいただきながら本セミナーに参加していただいたことに感謝申し上げますとともに、渡島地域における関係機関による弛まぬ努力を通し、引き続き不測の事態に備えていきたいと思っております。



